

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	6 - 3
法令名	愛媛県県立自然公園条例	根拠条項	12	
許認可等	県立自然公園事業者たる地位の承継の承認			
(根拠規定)				
愛媛県県立自然公園条例				
第12条				
公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。				
2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。				
3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第10条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。				
4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。				
(許認可等の基準)				
県立自然公園事業取扱要領(平成18年3月28日付け17自第492号県民環境部長通知)				
第20(譲渡承継の承認の基準)				
1 譲渡承継の承認は、次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。				
(1) 経済的又は社会的事情により譲渡人の公園事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により県立自然公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。				
(2) 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。				
(3) 利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性及び快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。				
(4) 前号に掲げるもののほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。				
(5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。				
(6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。				
2 1の定めは、行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地方局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。				